

◆オンライン資格確認の原則義務化について◆

経済財政運営と改革の基本方針2022（抄）

新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

令和4年6月7日閣議決定

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

…オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す¹⁴¹。2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止¹⁴²を目指す。

医療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

中医協 総-12-2
4 . 8 . 1 0

- 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

○ 電子的保健医療情報活用加算

【医科・歯科】マイナンバーカードを利用する場合 7点（初診）4点（再診） / 利用しない場合 3点（初診）
【調剤】マイナンバーカードを利用する場合 3点（月1回） / 利用しない場合 1点（3月に1回）

廃止

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設（令和4年10月～）

（新）医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 **4点**
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 **2点**
※調剤は、1 **3点（6月に1回）**、2 **1点（6月に1回）**

医療機関・薬局に求められること

【施設基準】

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること（対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局）。
 - ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。（厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと）
 - ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用（※）して診療等を行うこと。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（留意事項通知）

（※）この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定（薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定めるとともに、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定）

診療情報を取得・活用する効果（例）

医療機関	問診票の標準的項目を新たに定める（イメージ）	薬局
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。 ✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。 	<p>問診票（初診時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今日の症状 ● 他の医療機関の受診歴 ● 過去の病気 ● 処方されている薬 ● 特定健診の受診歴 ● アレルギーの有無 ● 妊娠・授乳の有無 ● …… <p>※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。 ✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。

今後、閲覧可能な情報が増えること等によって、正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、更なる医療の質の向上を実現

■留守番電話の際、緊急事項につきましては恐れ入りますが、「ご伝言」をお願いいたします。

■消耗品のご注文は、なるべくFAXにてご注文をいただきますようお願いいたします。FAX.097-540-7556

医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

中医協 総-8-3
4 . 8 . 1 0

○ オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った**令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局について**(※)、補助内容の見直しを行う。(従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要)

※ 上記申込期限は最も遅いケースであり、**医療機関等はより早期の申込や契約が必要。**

- ・ 病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）
- ・ 診療所・薬局（大型チェーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。
- ・ 大型チェーン薬局：補助基準内にはば収まっていることから、現状を維持。

顔認証付きカードリーダーの申込時期	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用の補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その 1/2 を補助	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その 3/4 を補助
	①令和3年4月～令和4年6月6日	105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限に、その 1/2 を補助	100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限に、その 1/2 を補助		
②令和4年6月7日～	210.1万円 を上限に補助 ※事業額の420.2万円を上限に、その 1/2 を補助	200.2万円 を上限に補助 ※事業額の400.4万円を上限に、その 1/2 を補助	190.3万円 を上限に補助 ※事業額の380.6万円を上限に、その 1/2 を補助	同上	基準とする事業額42.9万円を上限に 実費補助

※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等
 ※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額
 ※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施
 ※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する(補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする)。

【参考】取組のスケジュール

第151回社会保障審議会
医療保険部会
資料1抜粋

- **オンライン資格確認の導入補助金**は、「**令和5年3月31日まで**」に導入を完了し、「同年6月30日まで」に申請をすることが要件となっている。
- また、顔認証付きカードリーダーは受注生産となっており、**申込から配送まで4ヶ月程度必要**であることを踏まえると、**年度内の導入に向けては遅くとも9月頃までのカードリーダー申込が必要**となる。
- **改修が年度末に集中するとシステム事業者が対応できない可能性**が生じることから、早期の導入・計画的な導入を促していく。

顔認証付きカードリーダーは遅くとも9月頃までの申込が必要

- オンライン資格確認の導入補助については、「令和5年3月31日」までに導入を完了することが必要であり、補助金の申請期限は「令和5年6月30日」までとなっている。
- **改修が年度末に集中するとシステム事業者が対応できない可能性**が生じることから、早期の導入・計画的な導入を促す必要。



令和4年7月3日時点において、アカウント登録を行っていない医療機関様へオンライン資格確認ポータルサイトへのアカウント登録のご案内が届いているかと思ます。(仮メールアドレス及び仮パスワード記載)
 来年3月までに環境を整える必要がございますので、なるべく早めのご検討をお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら弊社までお問い合わせください。

アクトシステム TEL : 097-540-7555